

## 鈴鹿市人権擁護に関する審議会 令和4年度第1回会議 議事概要

【日 時】 令和4年5月11日(水)13:30~15:30

【場 所】 鈴鹿市役所 本館12階 1205会議室

【出席委員】 伊藤 裕, 木之内 秀彦, 相川 政昭, 小川 康子, 喜田 園子, 山中 秀志,  
田中 治尋, 中野 千鶴子, 吉原 勝範, 南川 久美子(10名)

【事務局】 地域振興部長 坂本 悦子

地域振興部次長 竹下 直哉

人権政策課長 谷本 吉隆

人権政策課 副参事兼啓発推進グループリーダー 山中 尚美

人権政策課 啓発推進グループ 岩本 和大

人権政策課 啓発推進グループ 稲垣 萌子

### 【議事概要】

(事務局)

開会を宣言し, 人事異動の職員のあいさつ

事項1 地域振興部長あいさつ

(1)地域振興部長あいさつ

(事務局)

本日の会議が委員定数の半数以上の出席を得て成立した旨を報告する。

新任委員の紹介

事項2 会長及び副会長の選任

(事務局)

事務局から, 当審議会運営規則に基づく会長及び副会長の選任を依頼したところ, 委員から事務局一任との意見があり, これを受けて, 会長は伊藤委員, 副会長は田中委員とする事務局案を提案し, 了承される。

(会長:伊藤委員)

会長就任のあいさつ

(事務局)

議事の進行について, 当審議会規則に基づき本審議会の会長に就任された伊藤委員に依頼する。

事項3 議事

(1) 令和4年度人権啓発事業計画について

(会長)

事項書に沿って, 議事を進行する。

まず, 事項3 議事の(1)令和4年度人権啓発事業計画について, 事務局から説明願いたい。

(事務局)

事務局資料「令和4年度人権啓発事業計画」に沿って説明を行う。

(会長)

事業計画報告を受け、御意見・御質問をいただきたい。

(吉原委員)

お尋ねします。2ページの「非営利国際組織セーブ・ザ・チルドレン」に関して、どのような団体ですか。写真展示がお得意なのですか。

(事務局)

セーブ・ザ・チルドレンは、1919年イギリス人女性によって創立された日本を含む約120か国で子どもの支援活動を行っている民間非営利の国際団体となります。日本には1986年にセーブ・ザ・チルドレンジャパンという団体が成立し、世界にイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本、韓国、南アフリカ等にも機関があり、約100年にわたって子どもの権利が実現する世界を目指し、緊急人道支援や保健栄養教育、子どもの保護、防災等の分野で活動している団体です。

(吉原委員)

質問したのは、先月、鈴鹿国際交流協会が『わいわい春祭り』を開催し、そこでユニセフが小さなコーナーを使って写真を張っていました。リアルタイムでウクライナの子どもたちの写真が載っておりましたが、やはり比較的多くの方が前に立ち止まってご覧になっていました。そのような他の機関との連携について、今回はセーブ・ザ・チルドレンだけでも量的にも十分なので、変に混ぜ合うのは良くないというお考えなのでしょうか。

例えば SIFA もそのような写真を持っているかもしれませんが、他団体とのコラボはお考えではないですか。ここだけにお任せするということですか。

(事務局)

展示内容としては、セーブ・ザ・チルドレンが2019年から紛争下の子どもを守ろうというキャンペーンを世界各地で開催しており、日本でもそのような写真展や講演会、イベントを通して紛争下の子どもたちの状況を伝えるという活動をしている中で、毎年『平和への祈り展』でも原爆展や核兵器禁止条約の紹介であったり、パネル展示であったり、メインテーマとなるパネル展示を考えており、今回、世界中で断続的に続いている紛争や、2月から始まっているロシアによるウクライナへの侵攻等を含め、世界各地で起こっている紛争や侵攻を、より皆さんに身近に感じてもらうため、セーブ・ザ・チルドレンの、このようなキャンペーンを含めた展示を企画しました。

(吉原委員)

当然事務局も事前にどのような写真かは見ていると思いますが、子どもたちの「紛争下に生きる」ということがポイントかと思いました。悲惨な写真はちょっと、、、。希望を持てるような写真を、そのようなことはもう当然危惧されているのだと思います。

(事務局)

紛争下の中でも懸命に生きる子どもたちを映し出した写真、例えば学校で勉強する子どもや、実際に働きながら学校に行っている子ども、地雷の被害によって足に障がいを持ちながら懸命に生きる子どもたちを映し出した内容のパネルになっています。

(吉原委員)

ありがとうございます。もう1点、6ページの「(4)街頭啓発」について、朝はなかなか学生さんも確かに持って行ってくれないと。私たちは保護司会で、保護司会も7月がちょうど社明運動(社会を明るくする運動)の強調期間で、前は白子駅、鈴鹿市駅、平田町駅の3箇所でした。やはり白子駅のほうが、人数が多いです。その時の反省として、鈴鹿市駅より平田町駅のほうが大きいので、効率が良かったという反省が出ています。そして、乗るときは皆さん急いでいるので、学校へ行くために降りてくるときは案外取ってくれやすいということもありました。

(事務局)

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(山中委員)

私も二つお願いというか、質問を含めて、同じように12月5日の街頭啓発についてですが、このコロナ禍でなかなか受け取ってもらえないというのが現状で、かといって代案もなかなか浮かんでこないのですが、これは考えていけないといけないところなのかな、場所も含めて考えていく必要があるのかな、と自分は実際に配ってみて感じています。

もう一つ質問ですが、市職員の新規採用職員研修で、「対象:令和4年度新規採用職員58名(フルタイム会計年度任用職員を除く)」とありますが、フルタイム会計年度任用職員についても、新規採用されている方がいらっしゃるかと思うのですが、その方々はどうしているのかなというふう。「除く」という言葉が引っかかってしまうのですが、そのあたりいかがですか。

(事務局)

フルタイム会計年度任用職員は、以前は嘱託職員としていた立場の方で、新しく採用された方についてはぜひ研修を受けてほしいと人事課とも話をしているのですが、一年ずつの契約更新であることや、実践ですぐに4月1日から現場勤務ということもあって、なかなか研修ができず、人事課に対して、新採研修のタイミングでなくても何かのタイミングで、できれば人権研修の場を設けられないか、という働きかけをしている状況です。

(山中委員)

是非そういった流れでやっていくことが良いのではないかと思います。職員も一市民ですし、市民に対する人権意識の啓発という部分を含めて、やはりそこが外れるというのは、啓発活動としても筋が外れるのではないかと感じます。是非ともよろしく申し上げます。以上です。

(喜田委員)

3ページの『人権ふれあい劇場』について、市民会館で開催されるということで、先ほども周知の方法と言っていましたが、『人権ふれあい劇場』は、子どもにすごく柔軟なところで人権問題を

考えていただける場だと思います。そこで、8月に開催されるということは、例えば夏休みだから8月に開催されるのですか。

(事務局)

去年も8月14日土曜日を予定しており、申込みも非常にたくさんいただき、皆さん楽しみにしていただいていたのですが、残念ながら中止となりました。

会場が空いていたこと、お盆の休みは親御さんも仕事が休みということもあり、夏休みだと比較的参加をしていただきやすいということから、8月の開催という形で予定をしております。

いつもは小学生全校児童にチラシを配っているのですが、今回は会場も広くなるので、中学生にも全校生徒にチラシを配布し、チラシの枚数を増やすという形で周知を頑張りたいと思っています。

(喜田委員)

本当にもったいないと思うので、自分に案があるというわけではないですが、何か皆さんのアイデアで人を増やしていただきたい。人権問題についていろいろ考えましたが、やはり大事なところは啓発と教育だと思います。教育の場でも小さな子たちに「違っていてもみんな一緒だよ」ということを広めるためには、このよううりんこさんあたりの良いものを見せていただくということが一番じゃないかと思うのですが、何か皆さんアイデアはありませんか。

せっかく市民会館でされるのであれば、いっぱいとは言いませんが、600人集めたいじゃないですか。これを見せてもらったときに、ここはもう絶対力入れてやってほしいと思ったのですが、何か皆さんアイデアありませんか。

(南川委員)

小学校の夏休みの宿題として、読書感想文のような、演劇を見た感想文を提出してもらうような呼びかけや、子どもたちが「見に行こう」と言っていただくしかけを考えてもらえると良いですね。

(喜田委員)

そうですね。もったいないと思って。

(田中副会長)

学校とのコラボのようなものを行ったほうが良いのではないですか。学校と連携してやるというようなことを。

(南川委員)

夏休みですしね。

(田中副会長)

1 ページ目「(2)啓発の方法」の、「人権問題は、『誰か』のことではなく、『誰も』が自分自身のことと捉え、一人ひとりと密接に関連しているという認識を深めることができるよう、啓発活動に取り組む。」という、この2行は上に持ってきたほうが良いのではないのでしょうか。

人権の啓発といって、同和地区の方や障がい者の方に「やっている」というような、上から目線

の意識のある書き方になっているのですが、そうではなくて、あなたの問題として捉えてもらうことを、これからの啓発のねらいというか、啓発をしていくものとして持っていかないと、いつまでたっても「人権は障がい者の問題だ、外国人の問題だ、同和地区の問題だ」と、市民の人は捉えてしまいます。そうすると逆に、「障がい者の団体が頑張ればいいのか、同和地区の人が頑張ればいいのか」となり、加差別になります。差別を加えている側の人たちは自分の痛みは何も感じないですよ。

今回、ウクライナのことでよくわかったと思いますが、一般市民がロシアからのロケットでばんばん死んでいきます。あれは完全なる人権侵害で、自分の問題です。戦争は自分事として捉えやすいと思います。そういうふうになると、「人権は自分の問題なのだ」と、「破られれば自分の命が危なくなる」という形の啓発の仕方をしていかないと、なかなか自分事として捉えてもらえないのではないかという気がするので、啓発のほうも発想の転換をしていかないと、響かないのではないかと思います。

少し前ですけど、学校ボランティアで小学生の通学について行ったのですが、校門のところで6年生の男子3人が、ウクライナの戦争のことについて話していました。小学生の中でも戦争のことが話題に上がっていて、「プーチンなんて殺してしまえばいい」と言っているのですよ。プーチンは悪いということがテレビでどんどん入ってきていて、子どもたちでもそういうことを考えているわけですし、子どもこそ人権について自分の問題として捉えてもらいやすいですから、人権は大人の問題ではなく子どもの頃から考えるべき問題であると、そういうふうな啓発を持つていくことも大事だと思います。

(伊藤会長)

記述を変えるということですか。

(田中副会長)

変えてみてはどうかと思います。あなた一人ひとりの問題ですよということをねらいに持つてくるのが大事ではないのかと思います。今回はこのままで良いと思いますが、次のときにもう少し文章を考えてもらって、次の機会から変えて、もう少し入れて欲しいなど。今回はこのままで結構です。

(中野委員)

「5 その他の取組 (2)市職員研修関係」のところで、今さらっと説明がありましたが、浅く広くなのか、具体的にどのようなことを研修されているのかを知りたいと思います。

私たち委員がオブザーバーとして入ることが可能であれば、ぜひ一度入って聞いてみたいです。それが叶わないのであれば、せめてそのときの資料や、研修の概要について知りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

新規採用職員の研修に関しては、例年4月に同和問題や人権問題について勉強するという意味で、外部講師に依頼していましたが、このところ県外から講師を招くのが難しく、人権政策課の職員が講師を担当していました。その人権政策課の職員というのは、人権政策課や出先の隣保館職員が毎年1名受講する三重県人権大学講座の研修を半年かけて修了した職員で、研修

の成果を発揮してもらおうという形で、新規採用職員に対して人権研修を行っています。

その際には、「人権問題とは」という形で全体的に広く、浅くなるのかもしれませんが、新規採用職員に人権問題とはどのようなものがあるのかということを知ってもらう内容の研修を実施しています。

後期に人権政策課の職員が研修をするときもありますが、こちらも広く人権問題について研修を行っています。例えば、街の人権マップのようなイラストをもとに、親が子どもを虐待しているようなイラストや、興信所の看板の「名簿を売ります」という文字等から、職員同士で話し合い、どのようなところに人権問題があるのかを考えてもらうという内容の研修を行っています。

(中野委員)

例えば、「今回は障がい者」というような形でテーマを絞って行うのではなく、全般にわたり、人権問題といえば女性や子ども、外国人、部落といろいろあるけれども、それぞれがこのような問題、このような視点で見たほうが良いという内容の研修ということなのではないでしょうか。

(事務局)

そうですね。新規採用職員の研修は、市役所に入庁して、業務と人権というものが深く結びついているということを理解してもらうための研修として、三重県人権大学講座の研修を受けた職員や、外部から近畿大学の奥田先生等講師を招いて研修をしています。

(中野委員)

ありがとうございました。前回時間切れになり、ちょうど1周回って1年前のことになってしまいましたが、実は、このように研修を実施していても、目の前の自分がやらなければならないことに囚われすぎて、少しするとそのような人権の視点を忘れてしまうという部分があるのではないかとありました。前回、資料を使わずここで説明したので、議事録を読んでも内容がわからなかったのではないかと思います。今回、改めて資料を使って説明させていただこうと思います。

この件は、1年前に起きたことで、部長を通して話をさせていただきましたし、蒸し返そうという気持ちはありません。ただ、視点というか、人権を考えるときに一番大事なことだと思い、ここで共有しておきたいと思ったため、説明をします。

昨年、市役所のある部署から、国際交流協会へ電話がありました。「ある駐車場の使用に関する注意事項を書いた看板を、ポルトガル語とスペイン語、英語に翻訳して作成したので、間違いがないかチェックしてほしい」という電話でした。私は了承しFAXを待ちました。お配りした資料が、実際に送られてきた看板のデザインです。

まず、タイトルの「駐車場の使用について」というのは日本語のままです。英語やポルトガル語、スペイン語に翻訳されていません。「開放中」「閉鎖中」「開放時間」に至っては英語のみ翻訳されています。「この部分はなぜ英語のみ訳したのですか。英語であればみんなわかると思ったのですか。」と聞いたら「そうです。」とおっしゃいました。

しかし、ブラジル人の方に「available(開放時間)」の意味がわかるかを聞いても誰もわかりません。「OPEN」と「CLOSED」はわかりますが、「available」はわからない。でも、わかると思っ込んでいます。

鈴鹿市には、ブラジル人が一番多く住んでいて、3,200人ぐらいいらっしゃいます。彼らはポルトガル語を話します。二番目に多いペルー人は1,200人ぐらいいいます。しかし、ペルー人はスベ

イン語を話します。ポルトガル語とスペイン語は似ているので、一部想像したらわかるという部分がありますが、彼らは英語で話されても、わからない人が多いです。

英語圏のフィリピン人が600人くらい、インドネシア、スリランカの人も英語を話しますから、全部合わせてもペルー人と同じくらいの1,000人になるかならないかくらいだと思います。そうした中で「翻訳したものをチェックしてほしい」とこれを送ってくるということについて、どういことだろうとびっくりしました。

また、「18時に施錠します」という文面だけが、ポルトガル語、スペイン語、英語の3言語に翻訳されていました。「どうしてこの部分だけ訳されたのですか。この部分は一つの文章が短く、1行の間に全部入るから、3言語に翻訳したのですか。スペースがないからですか。」と聞いたら、「そうです。」とおっしゃいました。その下にはごみやポイ捨ての問題等、すごく大事な情報が書かれているのですが、「この部分は訳さないのですか。」と聞いたら、「訳しません。」と。

私はすごく不思議に思いました。おそらく彼らは、とにかく18時までに駐車場から出てほしいと、ここだけを言いたかったのだと感じました。仕事ですから気持ちはわかるのですが、やはり姿勢として、自分たちがわかってほしいことだけではなく、彼らにとっても必要な情報は出していないといけないという、そもそもの姿勢の問題だと思いました。どのような研修をされているのかわからないのですが、先ほど副会長がおっしゃったように、表面的なことだけではなく、その人の立場に立ち、必要な情報は可能な限り、出してあげることが必要だと思います。

例えば、スペースの問題であれば、お金がかからないように段ボールに紙を貼っても良いではないですか。とにかくそこで、自分たちに都合のいい「これだけはしてもらわないと困る」ということだけ訳して出すのではなく、大事なことは教えてあげるという視点や、みんなで一緒に住みよい街にしていこうという視点で、「日本で暮らすにはこういうふうになっているのですよ」ということを教えてあげないと、外国籍の皆さんは、やはり文化が違うので、わからない。わからないのに、知らないだけなのに、知らないことで責められるのは、あまりにも気の毒で、不公平だと思います。

配布したもう1枚の資料については、それ以前の問題なのですが、ある施設にこれが貼ってありました。「外国人のような発音でアナウンスが流れます」と、このような書き方は完全に人権問題だと思う。今は直されているのですが、深く考えもせずに出してしまうということは、普段から人権意識に欠けているのではないかと思います。

これはもう全部解決していることなので、別に今、どうにかしてほしいということではないですが、日頃から相手の立場になり、自分たちの都合でばかり情報を出すのではなく、みんなが一緒に仲良く暮らしていく街鈴鹿にしたいわけですから、その視点に立っていろいろなことを捉えていただけるような内容の研修をしていただけたらすごく良いと思いましたので発言させていただきました。

(吉原委員)

質問です。今は全部解決しましたということですが、どのように解決されたのですか。

(中野委員)

「”全部”解決しました」というのは、ごめんなさい。

2枚目の資料については、実際に見に行きましたが、問題の文は削除していただいた形できちんと訂正されており、特に問題のない文章に変わっていました。

1枚目の駐車場の方は、実は話はしていただいたのですが、その後、「部署外の人が何をそん

なに言っているのか。」と逆に怒られました。その人はこのようないきさつを知らずに、他所から指摘が入って憤慨されたのかもしれないですが、先ほど私がしたような説明を受けたら、理解はしていただけだと思います。

こちらにも実際に見に行きましたが、3 言語に訳された「18時に施錠します」という部分のみを抽出したものを看板にしていました。ですので、「やはりこの部分だけを出したかったんだな」ということが後でわかりました。

(喜田委員)

例えば、これが中野さんではなく、不適切な表現の看板を見た市民の方が「おかしいんじゃないの」と言った場合は、どのような扱いになるのですか。「部署外の人か」と言われたとのことですが、市民がもしこれを「ちょっとおかしいのではないですか」と言った場合、私たちはこれをどこに言ったらいいのですか。市役所に直接電話したらいいのですか。

(事務局)

基本的には、看板を制作している担当部署がございますので、そちらの方に御意見を言っていただくことはできます。

(事務局)

おそらく今回も、いろいろなやり取りの中で、最初はこういうふうに看板を作ろうと思っていたのかもしれないですが、御意見をいただいたもので、それをもとにそのような表現に変更したという可能性もあると思います。

(吉原委員)

それはそうでしょうね。下の3つを抜いてしまったわけですから。

(中野委員)

もしそうなら、より悪いですよ。これを本当に出そうと思っていて、指摘されてそちらに変わったのなら、なお悪いというか、そもそも、このままいこうとしていたということが、私には理解できません。

(吉原委員)

せめて、「こういう提案を受けましたけど、こうしました」というフィードバックがほしいですよ。

(中野委員)

もっと簡単でも良いんです。本当にわかりやすい簡単なことだけを、優しい日本語と、ポルトガル語、英語、スペイン語で訳すというふうに。なにもかしこまった長い文章ではなくていいので、柔軟に考えてもらった方が良かったかな、と。普通は3言語に訳したと聞いて、これがきたら少しびっくりしますよね。

(田中副会長)

パッと見たら、「閉鎖中」の時間が8時から18時までであると見てしまう可能性もありますよね。

横に見ずに縦に見てしまったら、「CLOSE」が8時から18時であると。

(中野委員)

そうですね。やはり相手の立場に立って考えないと。

(喜田委員)

私がこれを見たら、それほど違和感はなかったかもしれません。このようなところに来ていろいろ教えていただいているから「おかしいのかな」と思うけれども、もしそこに貼ってあっても、「ああそうなんだ。もしかしたらこうやって言うのかな」という程度に捉えてしまって、残念ながら相手の外国籍の方の立場には立っていないのかなと、少し反省しています。

(中野委員)

外国人とみたらみんな英語で話せばわかるや、というのはありがたいですね。

(田中副会長)

もう一ついいですか。7 ページの7月の懸垂幕の件で、これはこの文章の垂れ幕を垂らすのですか。

(事務局)

「一人ひとりの優しさで 平和をねがう まちづくり」ですね。はい。

(田中副会長)

この言葉ではだめですよ。「優しさ」というあやふやな言葉で、人権や平和が守れるのですか。悪いですが、部分的なものでしたら優しさ等は蹴られて終わってしまいます。きちんとした文章にしないと。小学生にさせたと言うかもしれないですが、理解できないです。このようなもので人権をちゃんと守ることができるのですか。平和を守ることが優しさなのですか。だから、これは少しおかしい言葉かなと僕は思います。作ってあったら仕方ないかもしれないですが。

(事務局)

長年使っているものです。

(田中副会長)

それなら捨ててください。次のものの言葉を変えたらいいのですから。

(吉原委員)

それでは、副会長の代案は、どのような表現にすればいいと思われませんか。

(田中副会長)

「優しい」ではなく、もっと心に伝わる、きちんとした言葉で言わないといけません。僕自身も考えるのは少し難しいですが、きちんとした言葉があるはずなので、一度考えてきます。

(吉原委員)

もっとヒットする言葉があるだろうという声ですか。

(田中副会長)

ヒットというか、「優しさ」や「温かい心」等の言葉ではだめだということです。このような言葉で人権が守れるのかということです。

(吉原委員)

前日も副会長がおっしゃいましたよね。そのような言葉では、いわゆる、生ぬるいと言いますか、もっと罰則を設けるような方向でという話がありましたね。

(田中副会長)

命がかかるようであれば、罰則を設けなければいけないのではないかと。

(吉原委員)

難しいでしょうけど。

(田中副会長)

例えば今、ロシアとウクライナが戦争をやっている中で、優しさで戦争が収まるのか、ということです。ロシアが押されなければ戦争は収まらないと思います。それと一緒に。横浜でヘイトスピーチをしている人が「朝鮮人帰れ」「朝鮮人死ね」と言っています。それに対して、優しく「だめですよ」と、「あなたの優しい言葉でヘイトスピーチをやめましょう」と言っても黙らないでしょう。

部落の問題も、鳥取ループというものが、「ここは部落です、あそこは部落です」とインターネットで情報をばらまいています。今、それを止める方法がありません。裁判にならないとそれは止められません。

結婚差別で、そこの土地の人と結婚しようとしたときに、インターネットの情報を見ることで、「もう結婚はやめようかな」と、その人が次から結婚しなくなったり、結婚しようとしていた 2 人が自殺してしまったりすることがあります。実際にそのような状況はたくさん起こっています。

今、インターネット上の暴力として、部落の地名が載っています。何年前か、グーグルか何かでビデオで映像を流しながら、カメラをつけたやつが、ある被差別部落の地域をぐるっと回っていました。クレームをかけたが。

(吉原委員)

そのようなものを法的に止める方法は、今のところはないのですか。

(田中副会長)

法的には、裁判にかけて裁判で勝たないといけません。裁判にかけて、損害賠償をとろうとしても裁判にかける金額の何分の 1 か、10 分の 1 か、その程度のコストしかとれません。

(吉原委員)

だから、「大変なことをしたらもっと大変なことになりますよ」という方向に持っていけるような

手段をと、前もそのようなお話しをしましたね。「優しさ」、例えば愛だと思いますが、これに代わるもっといい言葉をとおっしゃいますので、ぜひ次回までにお考えください。これは大事なことですからね。

(中野委員)

考えるのがすごく難しいですね。関連することで、私、以前人権問題に関するセミナーにzoomで参加した際に初めて知ったのですが、日本だとそのようなものを裁判にかけても「ヘイトスピーチ」とされて、結局、表現の自由ということを理由に、あまり罰せられないというところがあるそうです。日本は世界に比べてだいぶ遅れていると言っていました。

例えば、アメリカでは法律が変わり、ヘイトスピーチがあったときに、それが差別に基づくものであれば、それはヘイトスピーチではなく、ヘイトクライムだ、とするそうです。「犯罪(クライム: crime)」であって、犯罪なのだから罰するそうです。その基準を比べると、日本はやはり世界からだいぶ遅れを取っていて、罰そうと思ってもまだまだ罰せられない状況にあるから、裁判を起こしても難しさがある。今、田中副会長の話を聞いていて、そのようなことにもつながっているのかなと感じました。やはり「これはもう悪口ではない、犯罪なんだ」ということを、しっかりときちんとしていかないと解決しないとおっしゃっているのは、この話にも通じると思ったので、シェアさせていただきました。

(山中委員)

副会長が言わんとするところは非常によくわかりました。

「令和4年度事業計画」の全体の流れの中で、例えば1ページの「(2)啓発の方法」の3行目、「講演会や劇等を通して、人権の大切さを感性に訴えかけること」と、「感性」という言葉が使われています。それはすごく大事なことだと思います。ただ、社会意識とかそのような部分を支えるものは感性であり、もう一つは知性であり知識だと思います。その言葉がずっと読んでいてもなかなか出てこないわけです。「感性に訴えかけることや研修会への参加機会の提供」、これが知識、知性の部分と理解はしているのですが、あえてここで感性という言葉が使われるのならば、鈴鹿市の人権啓発の重きを置くものとして、やはり知性、知識、そのような部分を大事にしていくということを言葉でもって表現していくことがすごく大事なかなと思います。

それがないと、「これも感性に訴えかける、この事業も感性かな」と、感性だけで終わってしまい、副会長が言われた「優しさ」という非常に抽象的な言葉でもって終わらせてしまうということで、そこに行きついてしまう。「なんや、やっぱりそうなんや」と。全体的な鈴鹿市の啓発事業が一つの垂れ幕の中に集約されてしまうような。そのような流れになってしまう恐れを感じます。

全体として今回取り組む流れ、内容そのものについては反対するものは全然ありませんし、どんどんやっていただきたいと思いますが、やはり出す側として感性という言葉を使うのならば、この部分では知性を、この部分では知識を大事にしていくという、出す側の責任感、意識を大事にしていくべきかな。それがあれば、垂れ幕の「優しい」という言葉が一つあったとしても、あえて言うなら許される場所も出てくるのかなと思います。これはこの流れになった、と。ぜひとも、今回は感性だけではなく、知識、知性を大事にしていかなければというところを出してほしいと思います。

(田中副会長)

先生が言われたことよくわかりますけれども、確かに啓発の限界は何かと言ったら「感性に訴える」。だから最終的に限界があるのだと思います。

前回言ったように「差別禁止法」のような「こうしたら差別になって罰せられます」という内容のものがあれば、それに基づいた啓発ができます。「こうしたら罰せられる」というものが、まだ日本にはないので歯痒いですが、結局啓発の限界が来ているのかなと感じられると思います。

前回の会議で、「市の条例だけでもできれば」と言った理由はそこです。仮に市の条例に罰則がなくても、「市の条例があるからこれはできません」と、「それだと市の条例に引っ掛かりますよ、名前が公表されますよ」とかがあれば、それだけでも歯止めになるのですが、そのようなものが何もないから非常に難しく啓発の限界があるのかなと。

(事務局)

まず、副会長が言われました懸垂幕については、どんどん社会情勢的に厳しくなる中で、表現的には手ぬるいという気持ちはすごくよくわかるのですが、この標語自体は元々公募で選ばれているもので、それを替えるのであればそれなりの準備や手順が必要になってくると思います。

もう一つは、鈴鹿市民全般に対して訴えかけるメッセージとなりますので、全ての人が見て心に響く、言葉として理解できる表現が必要だと思います。副会長が言われる曖昧な表現にはなってしまうのですが、御理解いただきたいと思います。

条例・法規については、前回からそのようなお話がありますが、市単独で罰則規定を設けるとか、そのような内容の条例をつくることは、すごくハードルが高いということはよくおわかりのとおりだと思います。

今度、三重県で新しい人権の条例が令和4年5月議会で制定される予定で、その中には、罰則とまではいかないのですが、差別的な言動をする者に対して、知事から勧告が出る等、そのようなところまでは踏み込んでいます。その条例の中に、市としても県の条例に協力するような条項もありますので、県との連携の中で止められるものはもちろんなんとしてでも止めていかなければいけませんし、そのように考えておりますので、また御討議いただければと思います。

(伊藤会長)

標語の件については、ここで代案を出すというのも難しい。できないようですね。この審議会でこの標語の選定をやったような覚えがあるのですが……。

(事務局)

広報で募集して審議会で審査いただくという機会があったように記憶しています。

(吉原委員)

今のことも、標語云々は抜きにしましても、せっかく大学の先生が二人いらっしゃいますので、私としてはぜひ、伊藤先生と木之内先生に、この件に関するお考えと言いますか、どういうふうにご検討したら良いのかということ、法律の専門家でもいらっしゃいますし、お聞かせいただければありがたいと思いますが。

(木之内委員)

このような表現の適, 不適については全くの素人なのですが, 皆さんの御意見を拝聴して, それぞれ一理あって落としどころが難しいと思いました。副会長がおっしゃったように表現が曖昧で掴みどころがなく, パンチ力や威力に欠けるのは確かです。しかし, 訴えかける対象が鈴鹿市民全般となるとどうしてもこのような表現に落ち着かざるを得ない。

私も妙案はないのですが, あまり厳しい言葉を使うと委縮してしまうのではないかという心配があります。「こういう規定やこんな罰則, 不利益があります」ということを前提にしたような表現であると, かえって逆効果になってしまうので, そこが非常に私も難しい。代案をすぐに思いつかなくて申し訳ないです。

(伊藤会長)

この標語の言わんとするところはわかります。このような曖昧な言葉では人権は守れないと田中さんはおっしゃいますが, これは人権ということに向けての標語ではなくて, みんなが他者を思いやる優しさを持ちましょうということと, みんなで平和を願いましょうと, 二つの事を一度に言っている標語であると思います。だからそのような人たち, それこそ優しい心を持つ人たちが住むまちにしていこうという, この標語はそのような意味でどこかで捉えれば良いのだろうと思います。一度, 人権擁護というのを前面に出した標語を考えたいですね。

(木之内委員)

平和とか優しさは大変結構だと思います。反対する人は大概いないと思います。ただ, 日々の実践的な行動にどのように結びつけるか, この標語だけでは確かにわかりにくいです。政策としてどういうふうに取り込むのか。それは本来, 市役所の方や我々の仕事なのかもしれませんが。

この標語だけ見て, じゃあ自分は今日から明日からどのように行動したらいいのか, 具体的な行動, 実践に翻訳できるのか。スローガンというものは得てしてそういうものだと言えばそういうものなのですから。

(伊藤会長)

先ほど田中さんが, 標語の件と, 「(1)啓発のねらい」の記述も検討した方が良いとおっしゃいましたが, 今回, 私も気になっていたところが 2 箇所あります。「行動する」という言葉がありますよね。最初は「(1)啓発のねらい」の最後の行「克服することが重要であることに気づき, 行動することをねらいとし, 啓発事業を実施する」。もう 1 箇所「(2)啓発の方法」の下から2行目「市民が問題解決のために自発的に行動するきっかけを与える啓発事業を実施する」。この2箇所, 同じことを言っているのですが, 「行動する」ということが具体的にどのように, どうしたらいいのかなどという。もう少しわかりやすく表現できないかなど。

要はこの「行動する」とは, 人権侵害をしない, 差別をしない等の「しない」ということですよ。 「行動する」というか, 差別や人権侵害を「しない」ということ。それから「させない」, 他の人がするのを「止める」。「しない, させない, 止める, やめさせる」ですかね。「行動する」というのはそのような意味なのでしょう。

(事務局)

私共がよく標語で使っているのは, 「しない, させない, 許さない」という標語で, ポスターや啓

発物品に入れたりしています。

(伊藤会長)

「しない、させない、許さない」。「やめさせる、止める」っていう方が。私が思っているのはそんなところですよ。

(伊藤会長)

御意見いろいろいただきましたけど、いかがですか、ほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、今年度の「人権啓発事業計画」について審議を実施しましたが、この事業計画で御承認いただけますでしょうか。

(各委員) 承認

事項 4 その他

(伊藤会長)

はい。では、承認されましたので、事業計画についての議事は以上でして、事項書「4 その他」ということとなりますが。

(南川委員)

できれば新規採用職員研修を含む職員研修の資料や内容を、私たちもいただけたらということをお願いしたいです。

(事務局)

資料としてまた送付させていただきます。

(事務局)

令和 4 年度第 2 回審議会について、令和 5 年 3 月 16 日(木)、17 日(金)のどちらかに開催を予定しており、詳細は後日通知を送付する。

(議長)

以上をもって本日の議事は終了する。

(地域振興部 竹下次長あいさつ)

閉会